

**令和4年第4回泉南市議会定例会議案書**  
**(付議案件綴及び同説明資料綴)**



## 議 案 一 覧 表

(令和4年12月7日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市公平委員会委員の選任について	5
議 案	2	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	7
議 案	3	指定管理者の指定の期間の変更について	9
議 案	4	指定管理者の指定について	11
議 案	5	裁判上の和解について	13
議 案	6	泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	15
議 案	7	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	19
議 案	8	泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	23
議 案	9	泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	27
議 案	10	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	33
議 案	11	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	39

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議 案	13	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議 案	14	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	65
議 案	15	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	73
議 案	16	令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）	77
議 案	17	令和4年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	121
議 案	18	令和4年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	135

議案第1号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本優真

住 所 泉南市内  
氏 名 藤原 八重子（ふじわら やえこ）  
生年月日 ○年○月○日  
職 業 無職

提案理由

泉南市公平委員会委員久吉侑子氏が、令和5年1月31日をもって任期満了となるため、後任として藤原八重子氏を最適任者と認め新たに選任したいので、提案するものである。

## 議案第1号参考

## 藤原 八重子 氏 経歴

昭和49年	3月	大阪基督教短期大学卒業
同 49年	4月	泉南市立鳴滝幼稚園教諭
平成 6年	4月	泉南市教育委員会事務局指導主事
同 9年	4月	泉南市立西信達幼稚園園長
同 13年	4月	泉南市立信達幼稚園園長
同 18年	4月	泉南市立西信達幼稚園園長
同 23年	4月	泉南市教育委員会事務局指導主事
同 24年	3月	大阪総合保育大学大学院卒業
同 25年	4月	大阪府教育センター研修指導員
同 25年	4月	大阪総合保育大学指導助手
同 28年	4月	常磐会短期大学兼任講師
令和 3年	3月	退職

議案第 2 号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 山 本 優 真

住 所 泉南市内  
氏 名 奥 加奈子（おく かなこ）  
生年月日 ○年○月○日  
職 業 会社員

提案理由

人権擁護委員奥加奈子は、令和 5 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、意見を求めるものである。

## 議案第2号参考

## 奥 加奈子 氏 経歴

昭和62年	3月	堺女子高等学校卒業
平成18年	6月	有限会社あさひスマイルハートケアサービス勤務（サービス提供責任者）
同 23年	2月	有限会社あさひスマイルハートケアサービス退社
同 23年	7月	聖天株式会社 ケアショップカナリア管理者
同 27年	1月	泉南市ライフサポートコーディネーター（現在に至る）
同 28年	2月	全国キャラバンメイト（泉南市D圏域事務局）（現在に至る）
同 28年	2月	泉南市認知症ケア研究会事務局（現在に至る）
同 29年	6月	地域支え合い推進員（泉南市生活支援コーディネーター）（現在に至る）
同 30年	4月	泉南市立信達中学校PTA母親代表
令和 2年	6月	泉南市人権擁護委員（1期目）（現在に至る）
同 3年	10月	株式会社カナリア代表取締役カナリアヘルパーステーション（管理者）（現在に至る）



議案第3号

指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり泉南市立浜保育所の指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本優真

1 指定の期間の変更内容

「平成30年4月1日から平成35年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和6年3月31日まで」に変更する。

## 議案第3号参考

## 泉南市立浜保育所の指定管理の概要

公の施設の名称	泉南市立浜保育所
指 定 管 理 者	和歌山県紀の川市黒土153番地 社会福祉法人 高陽会 理事長 高木 洋 (たかぎ おおみ)
設 立 年 月 日	昭和54年7月2日
団 体 の 目 的	第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営）、第二種社会福祉事業（老人短期入所事業の経営等）の事業展開をし、利用者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供できるよう、社会貢献及び支援をすることを目的としている。
事 業 の 概 要	特別養護老人ホームや老人短期入所事業、老人デイサービス事業、老人居宅介護等事業、介護老人保健施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、障害福祉サービス事業、小規模多機能居宅介護事業、保育所などの運営を行っている。
資 産 総 額	24億3,888万2,410円

## 指定の期間を変更する理由

泉南市立浜保育所について、令和6年4月に民営化となるまでの期間、現通所児童の保育環境を維持するため、現行の指定の期間を変更するものである。

## 議案第4号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本優真

- 1 管理を行わせる公の施設  
泉南市立文化ホール
- 2 指定管理者となる団体  
兵庫県神戸市中央区海岸通6番地  
国際ライフパートナー株式会社  
代表取締役 荒谷 明彦
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 議案第4号参考

## 国際ライフパートナー株式会社の概要

設立年月日	昭和47年11月10日
団体の目的	事業を通じて社会奉仕をする精神に基づき、安全産業としてやすらぎの社会の創造をめざし、社会貢献をすることを目的とする。
業務の概要	人的及び機械警備の業務、建物総合管理、各種メンテナンス業務の環境管理及び企画運営、公の施設の指定管理による運営、各種イベント・文化講座・教室セミナー等の企画・制作・運営の実施等
指定管理実績	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び岡山県の地方公共団体 公の施設12市3町34か所
資本金	3,000万円

## 議案第5号

### 裁判上の和解について

大阪地方裁判所岸和田支部令和3年(○)第○号不当利得返還等請求事件(本訴)及び令和3年(○)第○号損害賠償請求反訴事件(反訴)について、次のとおり裁判上の和解を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本 優 真

#### 1 原告(反诉被告)

○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○(泉南市外)

#### 2 被告(反訴原告)

泉南市

#### 3 和解の内容

- (1) 原告は、被告に対し、本件解決金として162万3,828円の支払義務があることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、前項の金員を令和5年1月23日限り、被告指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、原告の負担とする。

- (3) 原告及び被告は、それぞれその余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

#### 4 事件の概要

- (1) 被告は、作成を依頼したスマホアプリ決済案内チラシに掲載されたQRコードが誤っていたため、印刷業者である原告に対し、契約解除及び既に支払った金員の返還、過誤を周知するためのお知らせ送付により生じた損害金の支払いを求める通知を送付した。
- (2) その後、原告は契約不適合責任が認められないとして、既に返金した請負代金の支払いを求める不当利得返還請求、及び契約不適合に基づく損害賠償債務が存在しないことの確認を求める不当利得返還等請求事件を提起した。
- (3) 原告から不当利得返還等請求事件が提起されたため、被告は、令和3年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、原告に対し損害の支払いを求める損害賠償請求反訴事件を大阪地方裁判所岸和田支部に提起した。

議案第 6 号

## 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の一部改正に伴い、本市関係条例において所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

## 泉南市条例第 号

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する  
条例等の一部を改正する条例

(泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成6年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第3条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年泉南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



(適用区分)

- 2 この条例による改正後の泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



議案第 7 号

## 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

令和 5 年 4 月 1 日からの総合政策部の名称並びに総合政策部、総務部及び市民生活環境部の事務分掌の変更に伴い、所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 行政経営部

第2条を次のように改める。

第2条 前条に規定する各部における事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 行政経営部

- ア 秘書に関する事。
- イ 人事及び給与に関する事。
- ウ 市政の企画及び総合調整に関する事。
- エ 防災及び危機管理の総合施策に関する事。
- オ 広聴に関する事。
- カ 人権の総合施策に関する事。
- キ 男女平等参画施策に関する事。
- ク デジタル化の推進に関する事。

(2) 総務部

- ア 議会及び法規に関する事。

- イ 文書及び統計に関すること。
- ウ 庁舎及び情報管理に関すること。
- エ 財産の取得、管理、処分に関すること。
- オ 財政に関すること。
- カ 行財政改革に関すること。
- キ 工事に関する契約及び検査並びに用度に関すること。
- ク 市税の賦課及び徴収に関すること。
- ケ 他の部の所管に属しないこと。

(3) 市民生活環境部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- イ 環境衛生に関すること。
- ウ 交通及び公害に関すること。
- エ 清掃に関すること。
- オ 産業に関すること。
- カ 地域振興に関すること。

(4) 福祉保険部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 国民健康保険に関すること。
- ウ 介護保険に関すること。
- エ 国民年金に関すること。

(5) 健康子ども部

- ア 保健衛生に関すること。
- イ 児童の福祉及び育成に関すること。

(6) 都市整備部

- ア 道路及び橋りょうに関すること。
- イ 建築に関すること。
- ウ 都市計画、公園及び土地利用計画に関すること。
- エ 下水道及び河川に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(泉南市議会委員会条例の一部改正)

- 2 泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「総合政策部」を「行政経営部」に改める。

議案第 8 号

## 泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の一部改正により、個人情報保護法制が一元化されることに伴い、法律の施行条例を制定する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(審査会への諮問)



第4条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年泉南市条例第 号）第2条に規定する泉南市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（運用状況の公表）

第5条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度による運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（泉南市個人情報保護条例の廃止）

第2条 泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）は、廃止する。

（泉南市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行前において前条の規定による廃止前の泉南市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者に係る旧条例第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に旧条例第12条、第19条第1項若しくは第3項、第20条又は第21条第1項、第2項若しくは第4項の規定による請求がされた場合における旧条例第12条第1項に規定する実施機関が現に保有している自己に関する個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正、削除及び利用等の停止については、なお従前の例に

よる。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第9号

## 泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本 優真

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、個人情報保護法制が一元化されることに伴い、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、泉南市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、泉南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年泉南市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第4条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (4) 泉南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年泉南市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報の公開及び個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（第3条第1号に規定する諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）、第3条第2号に規定する諮問をした実施機関（個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）及び第3条第4号に規定する諮問をした議長をいう。以下同じ。）に対し、審査請求に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るもの及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法

(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又はそれらに係る写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を

提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、実費の範囲内において手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 第4項の規定による手数料の額及び前項の規定による手数料の減免又は免除については、泉南市行政不服審査に関する条例（平成28年泉南市条例第2号）に定めるところによる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議）

第13条 審査会は、第3条第3号及び第5号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第3条第3号及び第5号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止)

第2条 泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年泉南市条例第19号)は、廃止する。

(泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「旧条例」という。)第1条の規定により設置された泉南市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第5条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 施行日前に旧審査会にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第7条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



議案第10号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本優真

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、本市関係条例の規定を整備する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の廃止)

第1条 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成11年泉南市条例第20号）は、廃止する。

(泉南市情報公開条例の一部改正)

第2条 泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、図画及び写真（磁気テープその他これに類するものから出力し、又は採録したもの及びマイクロフィルムを含む。）」を「、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に、「実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し、現に実施機関が管理しているもの」を「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第7条第1項を次のように改める。

実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から30日以内に当該請求者に対し、情報を公開するかどうかの決定を行わなければならない。ただし、請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第7条第2項中「当該決定を延期して行うこと」を「その期間を30日以内に限り延長すること」に改め、同項後段中「延期」を「延長」に改め、同条第5項中「延期」を「延長」に改める。

第9条を削る。

第8条第1項中「前条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(決定の期限の特例)

第8条 公開の請求に係る情報が著しく大量であるため、請求を受理した日から60日以内にその全てについて公開するかどうかの決定をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、実施機関は、当該請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開するかどうかの決定をし、残りの情報については相当の期間内にこの決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、同条第2項後段の規定の例により、請求者に通知しなければならない。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第10条第2号中「国等を除く」を「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「国等」という。）を除く」に改め、同条第3号中「市の機関」を「実施機関」に、「調査、研究、検討、企画、審議、協議等」を「審議、検討又は協議」に改め、同条第4号中「市の機関」を「実施機関」に、「取締り、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟等」を「事務又は事業」に、「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障をきたすと認められるもの又はこれらの事務事業の目的が達成できなくなると認められるもの」を「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同号に次のように加える。

- ア 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第11条第1項中「第9条各号又は」を削る。

第16条第1項中「泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年泉南市条例第19号）第1条」を「泉南市

情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年泉南市条例第 号）第2条」に改める。

（泉南市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第3条 泉南市個人番号の利用に関する条例（平成27年泉南市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）」を削る。

別表第1中「児童手当法」の次に「（昭和46年法律第73号）」を、「児童扶養手当法」の次に「（昭和36年法律第238号）」を、「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を、「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を、「災害対策基本法」の次に「（昭和36年法律第223号）」を加える。

（報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第4条 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員の項を削る。

（泉南市債権管理条例の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）第2条第7号」を「泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）第2条第1号」に改める。

（泉南市手数料条例の一部改正）

第6条 泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表40の項を削り、同表41の項を同表40の項とし、同表42の項から48の項までを1項ずつ繰り上げる。

（泉南市暴力団排除条例の一部改正）

第7条 泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）第2条第7号」を「泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）第2条第1号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (泉南市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の泉南市情報公開条例の規定による請求又は申出がされた場合における情報の公開については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

## 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

加齢による諸事情への対応や退職後を見据えた地域貢献など、定年前の働き方の選択肢を広げ、高齢期職員の能力・経験の活用と働きやすい職場づくりの推進を目的として、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 職員の高齢者部分休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

3 法第26条の3第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の4月1日以後の日とする。

(給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなか



った期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）第7条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年泉南市条例第 号）第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、第2条第1項で定める範囲内で当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第 1 2 号

## 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る定年退職日」を

「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日」に、「その職員を当該職務に従事させるため引き続いて」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）第13条に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員につい

て、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）



第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで
-----------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------

61年	62年	63年	64年
-----	-----	-----	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」と

いう。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の任命権者が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算

して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合（以下「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、

特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項にお

いて準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占

めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の任命権者が定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、新条例第12条又は第13条第1項の規定によ



り採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 職員の再任用に関する条例（平成13年泉南市条例第3号）は、廃止する。



議案第13号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等を踏まえ、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

## 泉南市条例第 号

## 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「再任用職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た額）」に改め、同条第2号中「又は第3条」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 任期付採用条例第3条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 前号に規定する給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た額）

第15条の4第2項第2号及び第17条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等（第3条の2第2号に規定する職員を除く。）」に改める。

第23条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条第2項第1号中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「第28条の4第

1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 29 条（見出しを含む。）中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則第 14 項中「適応」を「適用」に改め、同項第 1 号中「減じた額」の次に「）」を加え、附則に次の 8 項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 19 項及び第 21 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条第 2 項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第 4 条第 1 項から第 6 項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

18 附則第 17 項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(3) 職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において附則第 17 項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第 21 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 17 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 17 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほ

か、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第2項及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（職員の勤務延長に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第17項から第23項ま

での規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額  
は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第3条の2第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用  
短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再  
任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応  
じた額とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給  
料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条  
例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定す  
る当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年泉南  
市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する  
勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た額）とす  
る。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第23条第  
3項第1号、第24条第2項第2号及び第29条の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第15条の4第2項第2号及び  
第17条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。





議案第 14 号

## 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 12 月 7 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等を踏まえ、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年泉南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)の次に「この項及び第5項において」を加える。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に

改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第8項から第14項まで」を加え、「附則第4項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第10項」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「第5条」の次に「又は附則第9項」を加え、「として附則第4項」を「として附則第2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則中第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、附則に次の7項を加える。

8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8項」とする。

9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第9項」とする。

10 一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

11 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第5条の2第1項の退職した者の基礎在職期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各

号に定める額とする。

(1) 第5条の2第1項の退職した者の基礎在職期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額がこの号に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあっては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

ア その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この号において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項又は第5条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

イ その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、（ア）に掲げる割合から（イ）に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

（ア） その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項又は第5条第1項

の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

(イ) アに掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

ウ 退職の日におけるその者の給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

(ア) その者に対する退職手当の基本額が第4条第1項又は第5条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

(イ) イに掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

(2) 前号の規定により計算した額が、次のア及びイに掲げる同号イ(イ)に掲げる割合の区分に応じ当該ア及びイに定める額を超える場合は、同号の規定にかかわらず、当該ア及びイに定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

ア 47.709以上 上位減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

イ 47.709未満 次の(ア)又は(イ)に掲げる前号ウ(イ)に掲げる割合の区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 47.709以上 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(イ) 47.709未満 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前号ウ(イ)に掲げる割合から前号イ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に47.709から前号ウ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

1.2 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第5条の3

及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは、「60歳」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

13 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは、「0月」とする。

14 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例附則第19項又は第21項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第8項若しくは第9項」を加え、同項中「当分の間新条例」を「当分の間同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第8項から第14項まで」を加える。

附則第3項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、同項中「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第10項」を加える。

附則第4項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第9項」を加え、「附則第2項」を「附則第4項」に改める。

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年泉南市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第4項」を「附則第2項」に改める。

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という）。」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。





議案第15号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本優真

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）等の施行に伴い、本市関係条例の規定を整備する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和32年泉南市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

(降給の事由)

第1条の3 法第28条第1項各号のいずれかに該当するときは、職員をその意に反して降給することができる。

第2条の見出し中「降任、免職及び休職の手續」を「降任、免職、降給及び休職の手續」に改め、同条第2項中「降任若しくは免職又は休職」を「降任(法第28条の2第1項の規定による降任を除く。)、免職、降給及び休職」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 給与条例附則第17項の規定による措置は、地方公務員法第27条第2項に規定する条例で定める事由による降給とする。

3 第2条第2項の規定は、給与条例附則第17項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、当該措置の適用を受ける職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年泉南市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」を「その発令の日に受ける給料月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する

額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年泉南市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年泉南市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第11条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年泉南市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号中「第21号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。)が延長された管理監督職を占める職員

第10条中第2号中「職員の定年等に関する条例(昭和59年泉南市条例第21号)」を「定年条例」に改め、同条に

次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第 5 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

議案第16号

## 令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,494,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本優真

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,944,702	3,590	3,948,292
	1 地方交付税	3,944,702	3,590	3,948,292
13 分担金及び負担金		57,809	950	58,759
	1 負担金	57,809	950	58,759
14 使用料及び手数料		327,805	5,523	333,328
	1 使用料	180,234	5,523	185,757
15 国庫支出金		6,281,917	69,765	6,351,682
	1 国庫負担金	4,334,183	67,881	4,402,064
	2 国庫補助金	1,927,531	1,884	1,929,415
16 府支出金		2,267,362	18,410	2,285,772
	1 府負担金	1,593,891	32,556	1,626,447
	2 府補助金	543,974	△ 8,910	535,064
	3 委託金	129,497	△ 5,236	124,261
18 寄附金		501,444	553	501,997
	1 寄附金	501,444	553	501,997
19 繰入金		1,345,952	66,801	1,412,753
	1 基金繰入金	1,340,702	66,801	1,407,503
20 諸収入		316,633	100	316,733
	3 雑入	309,624	100	309,724
歳入	合 計	27,328,914	165,692	27,494,606

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,510,753	△ 18,429	2,492,324
	1 総務管理費	1,893,303	△ 1,283	1,892,020
	2 徴税費	316,897	△ 5,254	311,643
	4 選挙費	98,401	△ 13,126	85,275
	6 監査委員費	13,228	1,234	14,462
3 民生費		12,976,920	134,670	13,111,590
	1 社会福祉費	5,060,664	140,267	5,200,931
	2 児童福祉費	3,995,471	△ 3,050	3,992,421
	3 生活保護費	1,971,792	6,363	1,978,155
	5 介護保険費	993,361	△ 8,910	984,451
4 衛生費		2,257,771	16,571	2,274,342
	1 保健衛生費	990,388	10,713	1,001,101
	2 清掃費	1,245,425	5,858	1,251,283
5 農林水産業費		152,654	514	153,168
	1 農業費	139,463	514	139,977
7 土木費		1,637,890	2,000	1,639,890
	2 道路橋梁費	285,772	2,000	287,772
8 消防費		828,508	4,085	832,593
	1 消防費	828,508	4,085	832,593
9 教育費		2,446,401	24,361	2,470,762
	1 教育総務費	558,315	1,427	559,742

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	646,402	19,050	665,452
	3 中学校費	330,476	12,311	342,787
	4 幼稚園費	317,971	△ 5,078	312,893
	5 社会教育費	459,830	△ 3,349	456,481
10 公債費		2,598,009	1,820	2,599,829
	1 公債費	2,598,009	1,820	2,599,829
11 諸支出金		1,158,161	100	1,158,261
	10 雑支出	403,920	100	404,020
歳 出	合 計	27,328,914	165,692	27,494,606



第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎空調設備リース事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和18年度	121,631千円
業務量調査等委託事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和5年度	14,100千円
大阪府知事及び府議会議員選挙に伴う 人材派遣業務委託事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和5年度	2,414千円
浜保育所指定管理事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和5年度	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額
教育委員会執務室移転事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和5年度	12,530千円
文化ホール指定管理事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和9年度	142,500千円



令和4年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）事項別明細書



歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	3,944,702	3,590	3,948,292			
( 1)	地方交付税	3,944,702	3,590	3,948,292			
	1) 地方交付税	3,944,702	3,590	3,948,292	1. 地方交付税	3,590	普通交付税
13	分担金及び負担金	57,809	950	58,759			
( 1)	負担金	57,809	950	58,759			
	2) 衛生費負担金	17,700	950	18,650	1. 保健衛生費負担金	950	火葬場費負担金
14	使用料及び手数料	327,805	5,523	333,328			
( 1)	使用料	180,234	5,523	185,757			
	3) 衛生使用料	21,550	5,523	27,073	1. 保健衛生使用料	5,523	火葬場使用料
15	国庫支出金	6,281,917	69,765	6,351,682			
( 1)	国庫負担金	4,334,183	67,881	4,402,064			
	1) 民生費国庫負担金	4,089,112	67,881	4,156,993	1. 社会福祉費負担金	68,269	障害者自立支援給付費負担金 44,500 生活困窮者自立支援負担金 2,769 障害児施設給付費等負担金 21,000
					2. 児童福祉費負担金	△388	母子生活支援施設入所措置費負担金 △988 未熟児養育医療費負担金 600
( 2)	国庫補助金	1,927,531	1,884	1,929,415			
	2) 民生費国庫補助金	1,020,445	△451	1,019,994	1. 社会福祉費補助金	3,269	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
					2. 児童福祉費補助金	△3,720	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 △5,070 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 1,350

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

## 款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	3) 衛生費国庫補助金	107,227	2,335	109,562	1. 保健衛生費補助金	2,335	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
16 府支出金		2,267,362	18,410	2,285,772			
(1) 府負担金		1,593,891	32,556	1,626,447			
	1) 民生費府負担金	1,591,091	32,556	1,623,647	1. 社会福祉費負担金	32,750	障害者自立支援給付費負担金 22,250 障害児施設給付費等負担金 10,500
					2. 児童福祉費負担金	△194	母子生活支援施設入所措置費負担金 △494 未熟児養育医療費負担金 300
(2) 府補助金		543,974	△8,910	535,064			
	2) 民生費府補助金	409,715	△8,910	400,805	3. 介護保険費補助金	△8,910	介護施設等の整備に関する事業補助金
(3) 委託金		129,497	△5,236	124,261			
	1) 総務費委託金	123,347	△5,343	118,004	5. 選挙費委託金	△5,343	参議院議員通常選挙委託金
	2) 民生費委託金	117	107	224	1. 社会福祉費委託金	107	生活のしづらさなどに関する調査委託金
18 寄附金		501,444	553	501,997			
(1) 寄附金		501,444	553	501,997			
	1) 総務費寄附金	501,444	503	501,947	1. 総務管理費寄附金	503	防災備蓄事業寄附金
	3) 教育費寄附金	0	50	50	1. 社会教育費寄附金	50	図書購入寄附金
19 繰入金		1,345,952	66,801	1,412,753			
(1) 基金繰入金		1,340,702	66,801	1,407,503			

	7) 財政調整基金繰入金	111,801	66,801	178,602	1. 財政調整基金繰入金	66,801	財政調整基金繰入金
20 諸収入		316,633	100	316,733			
(3) 雑入		309,624	100	309,724			
	2) 雑入	259,587	100	259,687	1. 返還金	100	住民税非課税世帯等臨時特別給付金返還金
歳入合計		27,328,914	165,692	27,494,606			

款 20 諸収入 項 3 雑入

歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,510,753	△18,429	2,492,324	△4,786	△13,643	
				国庫支出金 54		
				府支出金 △5,343		
				寄附金 503		
(1) 総務管理費	1,893,303	△1,283	1,892,020	557	△1,840	
				国庫支出金 54		
				寄附金 503		
1) 一般管理費	171,816	9,805	181,621		9,805	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	3,078	
				3. 職員手当等	772	
				4. 共済費	599	
				10. 需用費	5,356	
[1] 人件費事業	96,216	4,449	100,665		4,449	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	3,078	一般職
				3. 職員手当等	772	扶養手当 221 地域手当 64 住居手当 167 児童手当 320
				4. 共済費	599	共済組合納付金
[5] 庁舎管理事業	64,586	5,356	69,942		5,356	総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	5,356	光熱水費
2) 人事管理費	526,416	535	526,951	54	481	
				国庫支出金 54		



				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	90	
				4. 共済費	445	
[ 1 ] 人件費事業	484,447	445	484,892	54	391	人事課
				国庫支出金		
				54		
				[ 社会福祉費補助金		
				54 ]		
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	445	厚生年金保険料 (会計年度任用職員) 259 共済組合納付金 (短期 会計年度任用職員) 186
[ 2 ] 人事管理・給与支給事業	30,455	90	30,545		90	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	90	プロポーザル選定委員会委員報酬
4) 行政管理費	12,137	539	12,676		539	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	539	
[ 1 ] 行政事務事業	3,856	539	4,395		539	総務課
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	539	弁護士報酬
5) 財政管理費	276,522	△4,600	271,922		△4,600	
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△4,600	
[ 4 ] 公共用地取得事業特別会計繰出金事業	185,915	△4,600	181,315		△4,600	行革・財産活用室
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△4,600	公共用地取得事業特別会計繰出金
9) 企画費	436,003	503	436,506	503		
				寄附金		
				503		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	503	
[12] 防災備蓄事業	2,764	503	3,267	503		危機管理課

款 2 総務費 項 1 総務管理費

## 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				寄附金 503 [ 総務管理費寄附金 503 ]		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	503	避難所等備品購入費
11) 公平委員会費	8,977	△4,248	4,729		△4,248	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,245	
				3. 職員手当等	△1,069	
				4. 共済費	△934	
[ 1 ] 人件費事業	8,623	△4,248	4,375		△4,248	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,245	一般職
				3. 職員手当等	△1,069	地域手当 △134 期末手当 △522 勤勉手当 △413
				4. 共済費	△934	共済組合納付金
12) 人権推進費	96,800	△3,817	92,983		△3,817	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	69	
				2. 給料	△2,289	
				3. 職員手当等	△1,011	
				4. 共済費	△586	
[ 1 ] 人件費事業	68,084	△3,817	64,267		△3,817	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	69	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△2,289	一般職
				3. 職員手当等	△1,011	地域手当 △137 住居手当 80 期末手当 △533 勤勉手当 △421

				4. 共済費	△586	共済組合納付金
(2) 徴税費	316,897	△5,254	311,643		△5,254	
1) 賦課費	201,565	△5,254	196,311		△5,254	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,149	
				3. 職員手当等	△2,405	
				4. 共済費	△700	
[1] 人件費事業	124,427	△5,254	119,173		△5,254	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,149	一般職
				3. 職員手当等	△2,405	扶養手当 △238 地域手当 △216 期末手当 △1,020 勤勉手当 △931
				4. 共済費	△700	共済組合納付金
(4) 選挙費	98,401	△13,126	85,275	△5,343	△7,783	
				府支出金		
					△5,343	
2) 市長選挙費	30,605	△7,781	22,824		△7,781	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△40	
				3. 職員手当等	△1,709	
				7. 報償費	△22	
				8. 旅費	△10	
				10. 需用費	△586	
				11. 役務費	△394	
				12. 委託料	△1,401	
				13. 使用料及び賃借料	△348	
				17. 備品購入費	△95	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△3,176	
[1] 選挙等執行事業	30,605	△7,781	22,824		△7,781	選挙管理委員会事務局
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△40	選挙立会人報酬
				3. 職員手当等	△1,709	超勤手当 △1,235 管理職員特別勤務手当 △474

## 款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	△22	ポスター掲示場設置箇所謝礼
				8. 旅費	△10	費用弁償 △2 普通旅費 △8
				10. 需用費	△586	消耗品費 △86 食糧費 △4 印刷製本費 △496
				11. 役務費	△394	郵便料 △125 電話料 △17 速報電話架設料 △35 器具点検料 △91 不在者投票管理経費 △108 保険料 △18
				12. 委託料	△1,401	電算委託料 △358 警備委託料 △99 選挙公報配布委託料 △42 ポスター掲示場設置及び撤去費 △806 人材派遣委託料 △96
				13. 使用料及び賃借料	△348	機械・器具借上料 △146 会場借上料 △174 車両借上料 △28
				17. 備品購入費	△95	機械器具費
				18. 負担金、補助及び 交付金	△3,176	選挙運動用ビラ作成料負担金 △333 選挙運動用ポスター作成料負担金 △687 選挙運動用自動車使用料負担金 △762 選挙運動用通常葉書郵送料負担金 △1,394
3) 参議院議員通常 選挙費	28,767	△5,345	23,422	△5,343	△2	
				府支出金		
				△5,343		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△76	

				3. 職員手当等 7. 報償費 8. 旅費 10. 需用費 11. 役務費 12. 委託料 13. 使用料及び賃借料 15. 原材料費 17. 備品購入費	△2,351 △31 △10 △365 △307 △1,606 △590 △4 △5	
[ 1 ] 選挙等執行事業	28,767	△5,345	23,422	△5,343	△2	選挙管理委員会事務局
				府支出金 △5,343 [ 選挙費委託金 △5,343 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△76	投票立会人報酬 △5 開票立会人報酬 △71
				3. 職員手当等	△2,351	超勤手当 △1,781 管理職員特別勤務手当 △570
				7. 報償費	△31	ポスター掲示場設置箇所謝礼
				8. 旅費	△10	費用弁償 △2 普通旅費 △8
				10. 需用費	△365	消耗品費 △285 食糧費 △3 印刷製本費 △77
				11. 役務費	△307	郵便料 △129 電話料 △21 速報電話架設料 △45 器具点検料 △106 保険料 △6
				12. 委託料	△1,606	電算委託料 △100 警備委託料 △99 選挙公報配布委託料 △156 ポスター掲示場設置及び撤去費 △751 人材派遣委託料 △500
				13. 使用料及び賃借料	△590	機械・器具借上料 △319

## 款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						投票所借上料 △5 会場借上料 △225 車両借上料 △27 駐車通行料 △14
				15. 原材料費	△4	資材費
				17. 備品購入費	△5	機械器具費
(6) 監査委員費	13,228	1,234	14,462		1,234	
1) 監査委員費	13,228	1,234	14,462		1,234	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,019	
				3. 職員手当等	45	
				4. 共済費	170	
[1] 人件費事業	11,684	1,234	12,918		1,234	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,019	一般職
				3. 職員手当等	45	地域手当
				4. 共済費	170	共済組合納付金 64 厚生年金保険料 106
3 民生費	12,976,920	134,670	13,111,590	91,129	43,541	
				国庫支出金		
				67,376		
				府支出金		
				23,753		
(1) 社会福祉費	5,060,664	140,267	5,200,931	104,341	35,926	
				国庫支出金		
				71,484		
				府支出金		
				32,857		
1) 社会福祉総務費	804,983	9,326	814,309	5,984	3,342	
				国庫支出金		
				5,984		

				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	385	
				2. 給料	1,741	
				3. 職員手当等	307	
				4. 共済費	370	
				8. 旅費	4	
				12. 委託料	2,376	
				18. 負担金、補助及び 交付金	450	
				19. 扶助費	3,693	
[ 1 ] 人件費事業	39,911	2,807	42,718	389	2,418	人事課
				国庫支出金 389 [ 社会福祉費補助金 389 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	385	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	1,741	一般職
				3. 職員手当等	307	地域手当 76 管理職手当 9 住居手当 162 通勤手当 60
				4. 共済費	370	共済組合納付金
				8. 旅費	4	費用弁償
[ 8 ] 住居確保給付金 事業	3,762	3,693	7,455	2,769	924	生活福祉課
				国庫支出金 2,769 [ 社会福祉費負担金 2,769 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	3,693	住居確保給付金
[12] 新型コロナウイルス感染症生活 困窮者自立支援 金事業	35,256	2,376	37,632	2,376		生活福祉課

## 款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 2,376 [ 社会福祉費補助金 2,376 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,376	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業委託料
[21] 生活困窮者支援 体制構築事業	0	450	450	450		生活福祉課
				国庫支出金 450 [ 社会福祉費補助金 450 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	450	生活困窮者支援体制（フードバンク）補助金
6) 総合福祉センター 費	216,734	1,441	218,175		1,441	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	900	
				11. 役務費	241	
				12. 委託料	300	
[ 4 ] 維持管理事業	3,068	1,441	4,509		1,441	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	900	施設等修繕料
				11. 役務費	241	電話架設料 139 通信回線架設料 102
				12. 委託料	300	廃棄物処分委託料
8) 障害福祉費	2,667,108	131,000	2,798,108	98,357	32,643	
				国庫支出金 65,500		
				府支出金 32,857		



				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	131,000	
[ 1 ] 人件費事業	100,846	0	100,846	107	△107	人事課
				府支出金		
				107		
				[ 社会福祉費委託金		
				107 ]		
[ 4 ] 障害者自立支援 給付事業	1,767,314	89,000	1,856,314	66,750	22,250	障害福祉課
				国庫支出金		
				44,500		
				[ 社会福祉費負担金		
				44,500 ]		
				府支出金		
				22,250		
				[ 社会福祉費負担金		
				22,250 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	89,000	就労継続支援給付費 66,000 共同生活援助給付費 23,000
[10] 障害児通所給付 事業	614,187	42,000	656,187	31,500	10,500	障害福祉課
				国庫支出金		
				21,000		
				[ 社会福祉費負担金		
				21,000 ]		
				府支出金		
				10,500		
				[ 社会福祉費負担金		
				10,500 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	42,000	放課後等デイサービス給付費
9) 老人福祉費	96,375	△1,500	94,875		△1,500	
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△1,500	

## 款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[ 3 ] 養護老人ホーム 入所措置事業	6,739	△1,500	5,239		△1,500	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△1,500	
( 2 ) 児童福祉費	3,995,471	△3,050	3,992,421	△4,302	1,252	
				国庫支出金 △4,108		
				府支出金 △194		
1) 児童福祉総務費	1,243,209	2,734	1,245,943	1,350	1,384	
				国庫支出金 1,350		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,190	
				3. 職員手当等	56	
4. 共済費	138					
18. 負担金、補助及び 交付金	1,350					
[ 1 ] 人件費事業	40,060	1,384	41,444		1,384	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,190	一般職
				3. 職員手当等	56	地域手当
				4. 共済費	138	共済組合納付金 11 厚生年金保険料 127
[10] 子ども食堂事業	0	1,350	1,350	1,350		家庭支援課
				国庫支出金 1,350 [ 児童福祉費補助金 1,350 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,350	生活困窮者支援体制（子ども食堂）補助金

3) 母子福祉費	327,937	△8,736	319,201	△6,552	△2,184	
				国庫支出金		
				△6,058		
				府支出金		
				△494		
節 区 分	金 額					
			19. 扶助費		△8,736	
[ 3] 母子生活支援施設入所事業	3,576	△1,976	1,600	△1,482	△494	家庭支援課
				国庫支出金		
				△988		
				[ 児童福祉費負担金		
				△988 ]		
府支出金						
△494						
[ 児童福祉費負担金						
△494 ]						
節 区 分	金 額					
			19. 扶助費		△1,976	母子生活支援施設入所扶助費
[ 6] 母子家庭等対策総合支援事業	18,871	△6,760	12,111	△5,070	△1,690	家庭支援課
				国庫支出金		
				△5,070		
				[ 児童福祉費補助金		
				△5,070 ]		
節 区 分	金 額					
			19. 扶助費		△6,760	高等職業訓練促進給付金 △4,080 自立支援教育訓練給付金 △2,680
5) 保育子育て支援費	88,090	309	88,399		309	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬		145
			3. 職員手当等		164	
[ 1] 人件費事業	85,895	309	86,204		309	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬		145

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

## 款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	164	住居手当
6) 保育教育支援費	1,804,538	515	1,805,053		515	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	115	
				10. 需用費	400	
[ 1 ] 人件費事業	239,961	115	240,076		115	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	115	会計年度任用職員報酬
[ 3 ] 認定こども園事業	27,350	400	27,750		400	保育子ども課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	400	光熱水費
7) 子ども総合支援センター費	207,082	360	207,442		360	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	360	
[ 2 ] 子ども総合支援センター事業	14,816	360	15,176		360	保育子ども課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	360	光熱水費
8) 地域子育て支援センター事業費	111,029	568	111,597		568	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	53	
				2. 給料	457	
				3. 職員手当等	58	
[ 1 ] 人件費事業	84,239	568	84,807		568	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	53	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	457	一般職
				3. 職員手当等	58	地域手当

						通勤手当	30
9) 未熟児養育医療助成費	1,503	1,200	2,703	900	300		
				国庫支出金			
				600			
				府支出金			
				300			
				節 区 分	金 額		
				19. 扶助費	1,200		
[ 1] 未熟児養育医療助成事業	1,503	1,200	2,703	900	300	家庭支援課	
				国庫支出金			
				600			
				[ 児童福祉費負担金			
				600 ]			
				府支出金			
				300			
				[ 児童福祉費負担金			
				300 ]			
				節 区 分	金 額		
				19. 扶助費	1,200	未熟児養育医療費	
( 3) 生活保護費	1,971,792	6,363	1,978,155		6,363		
1) 生活保護費	1,971,792	6,363	1,978,155		6,363		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	1,072		
				2. 給料	4,212		
				3. 職員手当等	263		
				4. 共済費	800		
				8. 旅費	16		
[ 1] 人件費事業	78,678	6,363	85,041		6,363	人事課	
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	1,072	会計年度任用職員報酬	
				2. 給料	4,212	一般職	
				3. 職員手当等	263	地域手当	108
						通勤手当	155
				4. 共済費	800	共済組合納付金	

款 3 民生費 項 3 生活保護費

## 款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	16	費用弁償
(5) 介護保険費	993,361	△8,910	984,451	△8,910		
				府支出金		
				△8,910		
1) 介護保険費	993,361	△8,910	984,451	△8,910		
				府支出金		
				△8,910		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△8,910	
[ 3 ] 介護保険施設整備 事業	8,910	△8,910	0	△8,910		長寿社会推進課
				府支出金		
				△8,910		
				[ 介護保険費補助金 △8,910 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△8,910	介護施設等の整備に関する事業補助金
4 衛生費	2,257,771	16,571	2,274,342	8,808	7,763	
				国庫支出金		
				2,335		
				分担金・負担金		
				950		
				使用料・手数料		
				5,523		
(1) 保健衛生費	990,388	10,713	1,001,101	8,808	1,905	
				国庫支出金		
				2,335		
				分担金・負担金		
				950		

				使用料・手数料 5,523		
1) 保健センター費	127,115	3,335	130,450	2,335	1,000	
				国庫支出金 2,335		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,826	
				3. 職員手当等	161	
				4. 共済費	348	
				10. 需用費	1,000	
[ 1 ] 人件費事業	119,540	2,335	121,875	2,335		人事課
				国庫支出金 2,335 [ 保健衛生費補助金 2,335 ]		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	1,826	一般職
				3. 職員手当等	161	地域手当 110 通勤手当 51
				4. 共済費	348	共済組合納付金（短期） 120 厚生年金保険料 228
[ 2 ] 施設管理事業	7,387	1,000	8,387		1,000	保健推進課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,000	光熱水費
7) 火葬場費	101,507	7,378	108,885	6,473	905	
				分担金・負担金 950		
				使用料・手数料 5,523		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	7,378	
[ 2 ] 指定管理事業	54,375	7,378	61,753	6,473	905	環境整備課
				分担金・負担金 950 [ 保健衛生費負担金 950 ]		

## 款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				使用料・手数料 5,523 [ 保健衛生使用料 5,523 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	7,378	指定管理料
(2) 清掃費	1,245,425	5,858	1,251,283		5,858	
1) 塵芥処理費	1,001,873	1,000	1,002,873		1,000	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,000	
[ 3] 塵芥収集車輛管理事業	18,464	1,000	19,464		1,000	清掃課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,000	燃料費
2) し尿処理費	243,182	4,858	248,040		4,858	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	4,858	
[ 3] 双子川浄苑維持管理事業	120,918	4,858	125,776		4,858	環境整備課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	4,858	光熱水費
5 農林水産業費	152,654	514	153,168		514	
(1) 農業費	139,463	514	139,977		514	
4) 農地費	23,002	403	23,405		403	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	403	
[ 1] 農道水路改修事業	23,002	403	23,405		403	産業観光課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	403	光熱水費
5) 堀河ダム維持管理費	2,135	111	2,246		111	



				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	111	
[ 1 ] 堀河ダム維持管理事業	2,135	111	2,246		111	産業観光課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	111	光熱水費
7 土木費	1,637,890	2,000	1,639,890		2,000	
( 2 ) 道路橋梁費	285,772	2,000	287,772		2,000	
3) 道路維持費	124,265	2,000	126,265		2,000	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	2,000	
[ 2 ] 防犯灯維持管理事業	30,981	2,000	32,981		2,000	道路課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	2,000	光熱水費
8 消防費	828,508	4,085	832,593		4,085	
( 1 ) 消防費	828,508	4,085	832,593		4,085	
1) 常備消防費	776,773	4,085	780,858		4,085	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	4,085	
[ 2 ] 泉州南消防組合参画事業	772,209	4,085	776,294		4,085	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	4,085	泉州南消防組合負担金
9 教育費	2,446,401	24,361	2,470,762	50	24,311	
				寄附金		
				50		
( 1 ) 教育総務費	558,315	1,427	559,742		1,427	
2) 事務局費	368,517	1,427	369,944		1,427	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	210	
				2. 給料	1,167	
				3. 職員手当等	50	
[ 1 ] 人件費事業	364,392	1,427	365,819		1,427	人事課

款 9 教育費 項 1 教育総務費

## 款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	210	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	1,167	一般職
				3. 職員手当等	50	地域手当
(2) 小学校費	646,402	19,050	665,452		19,050	
1) 学校管理費	130,367	9,474	139,841		9,474	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	9,474	
[2] 学校管理事業	113,658	9,474	123,132		9,474	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	9,474	燃料費 198 光熱水費 9,276
4) 学校給食センター費	324,609	9,576	334,185		9,576	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,526	
				2. 給料	3,464	
				3. 職員手当等	927	
				4. 共済費	822	
				10. 需用費	2,837	
[1] 人件費事業	22,762	6,739	29,501		6,739	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,526	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	3,464	一般職
				3. 職員手当等	927	扶養手当 180 地域手当 151 管理職手当 269 通勤手当 327
				4. 共済費	822	共済組合納付金
[2] 小学校給食提供事業	200,687	2,837	203,524		2,837	教育総務課

				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	2,837	燃料費	1,476
						光熱水費	1,361
(3) 中学校費	330,476	12,311	342,787		12,311		
1) 学校管理費	82,752	12,311	95,063		12,311		
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	12,311		
[2] 学校管理事業	57,754	12,311	70,065		12,311	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	12,311	燃料費	43
						光熱水費	12,268
(4) 幼稚園費	317,971	△5,078	312,893		△5,078		
1) 幼稚園費	292,173	△5,078	287,095		△5,078		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△4,821		
				3. 職員手当等	△1,252		
				4. 共済費	△831		
				10. 需用費	1,826		
[1] 人件費事業	274,127	△6,904	267,223		△6,904	人事課	
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	△4,821	一般職	
				3. 職員手当等	△1,252	地域手当	△290
						期末手当	△537
						勤勉手当	△425
				4. 共済費	△831	共済組合納付金	
[2] 幼稚園管理事業	18,046	1,826	19,872		1,826	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,826	燃料費	7
						光熱水費	1,819
(5) 社会教育費	459,830	△3,349	456,481	50	△3,399		
				寄附金			
				50			
1) 社会教育総務費	55,820	961	56,781		961		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	782		
				3. 職員手当等	154		

款 9 教育費 項 5 社会教育費

## 款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	25	
[ 1 ] 人件費事業	54,548	961	55,509		961	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	782	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	154	住居手当
				8. 旅費	25	費用弁償
6) 留守家庭児童会費	121,622	151	121,773		151	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	151	
[ 1 ] 人件費事業	105,659	151	105,810		151	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	151	会計年度任用職員報酬
9) 図書館及びホール費	102,779	234	103,013	50	184	
				寄附金		
				50		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	184	
				17. 備品購入費	50	
[ 1 ] 人件費事業	47,742	184	47,926		184	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	184	会計年度任用職員報酬
[ 2 ] 図書館運営事業	19,259	50	19,309	50		文化振興課
				寄附金		
				50		
				[ 社会教育費寄附金		
				50 ]		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	50	図書購入費
10) 文化財保護費	65,533	△4,695	60,838		△4,695	

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,198	
				3. 職員手当等	△1,731	
				4. 共済費	△766	
[ 1 ] 人件費事業	18,951	△4,695	14,256		△4,695	人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,198	一般職
				3. 職員手当等	△1,731	扶養手当 △198 地域手当 △144 住居手当 △168 通勤手当 △68 児童手当 △160 期末手当 △554 勤勉手当 △439
				4. 共済費	△766	共済組合納付金
10 公債費	2,598,009	1,820	2,599,829		1,820	
( 1 ) 公債費	2,598,009	1,820	2,599,829		1,820	
1) 元金	2,449,485	5,220	2,454,705		5,220	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	5,220	
[ 1 ] 市債管理事業 (元金)	2,449,485	5,220	2,454,705		5,220	財政課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	5,220	市債元金償還金
2) 利子	148,524	△3,400	145,124		△3,400	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△3,400	
[ 1 ] 市債管理事業 (利子)	147,554	△3,400	144,154		△3,400	財政課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△3,400	市債利子償還金
11 諸支出金	1,158,161	100	1,158,261	100		

款 10 公債費 項 1 公債費

## 款 11 諸支出金 項 10 雑支出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				諸収入		
				100		
(10) 雑支出	403,920	100	404,020	100		
				諸収入		
				100		
2) 返還金	325,911	100	326,011	100		
				諸収入		
				100		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	100	
[ 1 ] 国支出金・府支 出金返還金事業	325,911	100	326,011	100		長寿社会推進課
				諸収入		
				100		
				[ 返還金		
				100 ]		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	100	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費国庫補助金返還 金
歳 出 合 計	27,328,914	165,692	27,494,606			
				国庫支出金		
				69,765		
				府支出金		
				18,410		
				分担金・負担金		
				950		
				使用料・手数料		
				5,523		
				寄附金		
				553		

				諸収入	100	
--	--	--	--	-----	-----	--

## 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 20,982	千円 8,031	千円 1,260	千円 435	千円 30,708	千円 6,104	千円 36,812	その他の手当 通勤手当 315千円 児童手当 120千円
	議 員	15	81,727	0	34,035	0	0	115,762	26,277	142,039	
	その他の 特別職	1,201	64,515	0	0	0	0	64,515	0	64,515	
	計	1,219	146,242	20,982	42,066	1,260	435	210,985	32,381	243,366	
補正前	長 等	3	0	20,982	8,031	1,260	435	30,708	6,104	36,812	その他の手当 通勤手当 315千円 児童手当 120千円
	議 員	15	81,727	0	34,035	0	0	115,762	26,277	142,039	
	その他の 特別職	1,197	64,541	0	0	0	0	64,541	0	64,541	
	計	1,215	146,268	20,982	42,066	1,260	435	211,011	32,381	243,392	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	4	△ 26	0	0	0	0	△ 26	0	△ 26	
	計	4	△ 26	0	0	0	0	△ 26	0	△ 26	



2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 366 (378)	千円 334,824	千円 1,727,643	千円 1,422,626	千円 3,485,093	千円 602,170	千円 4,087,263	
補正前	367 (371)	330,132	1,723,191	1,431,197	3,484,520	602,295	4,086,815	
比 較	△ 1 (7)	4,692	4,452	△ 8,571	573	△ 125	448	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 42,857	千円 106,097	千円 44,482	千円 17,658	千円 105,543	千円 1,404	千円 36,932	千円 5,414
	補正前	42,892	106,330	44,204	17,099	108,559	2,448	36,377	5,414
	比 較	△ 35	△ 233	278	559	△ 3,016	△ 1,044	555	0
の 内 訳	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 16,655	千円 409,962	千円 288,086	千円 347,536				
	補正前	16,495	413,128	290,715	347,536				
	比 較	160	△ 3,166	△ 2,629	0				

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 366 (144)	千円 0	千円 1,727,643	千円 1,378,675	千円 3,106,318	千円 567,768	千円 3,674,086	
補正前	367 (139)	0	1,723,191	1,387,246	3,110,437	568,338	3,678,775	
比 較	△ 1 (5)	0	4,452	△ 8,571	△ 4,119	△ 570	△ 4,689	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		補正後	千円 42,857	千円 106,097	千円 44,482	千円 17,658	千円 105,543	千円 1,404	千円 36,932
	補正前	42,892	106,330	44,204	17,099	108,559	2,448	36,377	5,414
	比 較	△ 35	△ 233	278	559	△ 3,016	△ 1,044	555	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 16,655	千円 366,011	千円 288,086	千円 347,536				
	補正前	16,495	369,177	290,715	347,536				
	比 較	160	△ 3,166	△ 2,629	0				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	0 (234)	334,824	0	43,951	378,775	34,402	413,177	職員手当等 は期末手当
補正前	0 (232)	330,132	0	43,951	374,083	33,957	408,040	
比 較	0 (2)	4,692	0	0	4,692	445	5,137	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

## (2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	4,452	人事異動等に 伴う増減分	4,452	人事異動等による増減額	補正後	370人	140人	510人
					補正前	371人	135人	506人
					比 較	△1人	5人	4人
職員手当等	△ 8,571	人事異動等に 伴う増減分	△ 4,511	人事異動等による増減額	扶養手当	△35 千円	通勤手当	555 千円
		その他の増減 分	△4,060	選挙等執行事業に伴う不用額の減 額	地域手当	△233 千円	児童手当	160 千円
					管理職手当	278 千円	期末手当	△3,166 千円
					住居手当	559 千円	勤勉手当	△2,629 千円
					超過勤務手当	△3,016 千円		
					管理職員特別勤務手 当	△1,044 千円		

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,805,126		8,805,126	32.0
2 地方譲与税	181,800		181,800	0.7
3 利子割交付金	7,100		7,100	—
4 配当割交付金	44,000		44,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	55,700		55,700	0.2
6 法人事業税交付金	106,000		106,000	0.4
7 地方消費税交付金	1,393,000		1,393,000	5.1
8 ゴルフ場利用税交付金	42,800		42,800	0.2
9 環境性能割交付金	46,100		46,100	0.2
10 地方特例交付金	56,343		56,343	0.2
11 地方交付税	3,944,702	3,590	3,948,292	14.4
12 交通安全対策特別交付金	9,169		9,169	—
13 分担金及び負担金	57,809	950	58,759	0.2
14 使用料及び手数料	327,805	5,523	333,328	1.2
15 国庫支出金	6,281,917	69,765	6,351,682	23.1
16 府支出金	2,267,362	18,410	2,285,772	8.3
17 財産収入	30,978		30,978	0.1
18 寄附金	501,444	553	501,997	1.8
19 繰入金	1,345,952	66,801	1,412,753	5.1
20 諸収入	316,633	100	316,733	1.1

(単位：千円・%)

21 市債	801,413		801,413	2.9
22 繰越金	705,761		705,761	2.6
歳入合計	27,328,914	165,692	27,494,606	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	202,721		202,721	0.7
2 総務費	2,510,753	△18,429	2,492,324	9.1
3 民生費	12,976,920	134,670	13,111,590	47.7
4 衛生費	2,257,771	16,571	2,274,342	8.3
5 農林水産業費	152,654	514	153,168	0.5
6 商工費	539,126		539,126	2.0
7 土木費	1,637,890	2,000	1,639,890	6.0
8 消防費	828,508	4,085	832,593	3.0
9 教育費	2,446,401	24,361	2,470,762	9.0
10 公債費	2,598,009	1,820	2,599,829	9.4
11 諸支出金	1,158,161	100	1,158,261	4.2
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	27,328,914	165,692	27,494,606	100.0





議案第17号

令和4年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,122千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,074,931千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本 優真

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		10,152	△ 10,122	30
	3 受託事業収入	10,122	△ 10,122	0
歳入	合計	1,085,053	△ 10,122	1,074,931

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保健事業費		10,122	△ 10,122	0
	1 保健事業費	10,122	△ 10,122	0
歳 出	合 計	1,085,053	△ 10,122	1,074,931



令和4年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書



歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4							
諸収入		10,152	△10,122	30			
(3)							
受託事業収入		10,122	△10,122	0			
	1)						
	受託事業収入	10,122	△10,122	0	1. 高齢者保健受託事 業収入	△10,122	高齢者保健受託事業収入
歳 入 合 計		1,085,053	△10,122	1,074,931			

款 4 諸収入 項 3 受託事業収入

歳 出

款 3 保健事業費 項 1 保健事業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 保健事業費	10,122	△10,122	0	△10,122		
				諸収入		
				△10,122		
(1) 保健事業費	10,122	△10,122	0	△10,122		
				諸収入		
				△10,122		
1) 保健事業費	10,122	△10,122	0	△10,122		
				諸収入		
				△10,122		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△595	
				2. 給料	△2,094	
				3. 職員手当等	△1,016	
				4. 共済費	△505	
				7. 報償費	△160	
				8. 旅費	△31	
				10. 需用費	△261	
				11. 役務費	△252	
				12. 委託料	△4,961	
				13. 使用料及び賃借料	△100	
				17. 備品購入費	△147	
[ 1 ] 人件費事業	4,221	△4,221	0	△4,221		人事課
				諸収入		
				△4,221		
				[ 高齢者保健受託事業収入		
				△4,221 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△595	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△2,094	一般職
				3. 職員手当等	△1,016	地域手当 △126 超勤手当 △192



						通勤手当	△170
						期末手当	△343
						勤勉手当	△185
				4. 共済費	△505	厚生会事業補給金	△12
						厚生年金保険料	△270
						健康保険料	△223
				8. 旅費	△11	費用弁償	
[ 2 ] 高齢者保健事業	5,901	△5,901	0			保険年金課	
					△5,901		
				諸収入			
				△5,901			
				[ 高齢者保健受託事業収入			
				△5,901 ]			
				節 区 分	金 額		
				7. 報償費	△160	医師等謝礼	
				8. 旅費	△20	普通旅費	
				10. 需用費	△261	消耗品費	△178
						印刷製本費	△83
				11. 役務費	△252	郵便料	
				12. 委託料	△4,961	保健事業委託料	
				13. 使用料及び賃借料	△100	会場借上料	
				17. 備品購入費	△147	機械器具費	
歳 出 合 計	1,085,053	△10,122	1,074,931				
				諸収入			
				△10,122			

## 給 与 費 明 細 書

## 1. 一般職

## (1) 総括 (会計年度任用職員を含む)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1 (2)	千円 0	千円 8,085	千円 5,090	千円 13,175	千円 2,674	千円 15,849	
補正前	2 (3)	595	10,179	6,106	16,880	3,179	20,059	
比 較	△ 1 (△1)	△ 595	△ 2,094	△ 1,016	△ 3,705	△ 505	△ 4,210	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	198	497	0	270	630	229	120	1,859	1,287
	補正前	198	623	0	270	822	399	120	2,202	1,472
比 較	0	△ 126	0	0	△ 192	△ 170	0	△ 343	△ 185	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1 (2)	千円 0	千円 8,085	千円 5,090	千円 13,175	千円 2,674	千円 15,849	
補正前	2 (2)	0	10,179	6,106	16,285	3,179	19,464	
比 較	△ 1 (0)	0	△ 2,094	△ 1,016	△ 3,110	△ 505	△ 3,615	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	198	497	0	270	630	229	120	1,859	1,287
	補正前	198	623	0	270	822	399	120	2,202	1,472
	比 較	0	△ 126	0	0	△ 192	△ 170	0	△ 343	△ 185

## イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	0 (0)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	
補正前	0 (1)	595	0	0	595	0	595	
比 較	0 (△1)	△ 595	0	0	△ 595	0	△ 595	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
給 料	△2,094	その他の増減分	△2,094	保健事業に伴う不用額の減額	補正後	1人	2人	3人
					補正前	2人	2人	4人
					比 較	△1人	0人	△1人
職員手当等	△1,016	その他の増減分	△1,016	保健事業に伴う不用額の減額	地域手当	△126 千円		
					超過勤務手当	△192 千円		
					通勤手当	△170 千円		
					期末手当	△343 千円		
					勤勉手当	△185 千円		



議案第18号

令和4年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

泉南市長 山本 優真

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		185,915	△ 4,600	181,315
	1 一般会計繰入金	185,915	△ 4,600	181,315
歳入	合計	352,915	△ 4,600	348,315



## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		185,915	△ 4,600	181,315
	1 公債費	185,915	△ 4,600	181,315
歳 出	合 計	352,915	△ 4,600	348,315



令和4年度

大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書



歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1							
繰入金		185,915	△4,600	181,315			
(1)							
一般会計繰入金		185,915	△4,600	181,315			
	1)				1.		
	一般会計繰入金	185,915	△4,600	181,315	一般会計繰入金	△4,600	一般会計繰入金
歳 入 合 計		352,915	△4,600	348,315			

款 1 繰入金 項 1 一般会計繰入金

歳 出

款 2 公債費 項 1 公債費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 公債費	185,915	△4,600	181,315	△4,600		
				繰入金		
				△4,600		
( 1 ) 公債費	185,915	△4,600	181,315	△4,600		
				繰入金		
				△4,600		
2) 利子	25,339	△4,600	20,739	△4,600		
				繰入金		
				△4,600		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△4,600	
[ 1 ] 公債費事業 (利 子)	25,339	△4,600	20,739	△4,600		行革・財産活用室
				繰入金		
				△4,600		
				[ 一般会計繰入金 △4,600 ]		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△4,600	市債利子償還金
歳 出 合 計	352,915	△4,600	348,315			
				繰入金		
				△4,600		

